

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書 令和 2 年 4 月 24 日 愛 知 県 知 事 殿 提出者 住 所 西尾市一色町前野荒子1-8 氏 名 杉江建設工業 株式会社 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0563-72-7121 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	杉江建設工業 株式会社
事 業 場 の 所 在 地	愛知県西尾市一色町前野荒子1-8
計 画 期 間	令和2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事 業 の 種 類	06：総合工事業
②事 業 の 規 模	完成工事高：135,000万円
③従 業 員 数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事：がれき類→再生処理業者に委託し再生砕石として再資源化 ：汚泥→再生処理業者に委託し固化し再資源化 ：混合物→中間処理施設に委託し選別、押出成形し最終処理業者へ

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事業部（産業廃棄物処理統括責任者）

↓

工事責任者（産業廃棄物管理責任者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	混合物	木くず
	排 出 量	1,589.33 t	81.17 t	10.38 t	0.17 t
	(これまでに実施した取組) 再生処理できるものは、再生処理業者へ処理委託を行う。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	混合物	
	排 出 量	1,500 t	50 t	10 t	
	(今後実施する予定の取組) 現場毎に委託処理業者の実施確認を行う。 再生処理できるものは、すべて再生処理業者へ処理委託を行う。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類ごとに積込・運搬・処分を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類ごとに積込・運搬・処分を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施する予定はない。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 31 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	混合物	木くず
	全 処 理 委 託 量	1,589.33 t	81.17 t	10.38 t	0.17 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量				
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,589.33 t	81.17 t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量				
	（これまでに実施した取組） 再生可能なものは、再生処理業者へ処分委託をしている。				

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	混合物	
	全 処 理 委 託 量	1,500 t	50 t	10 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量				
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,500 t	50 t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量				
	(今後実施する予定の取組)				
	再生処理可能なものは、再生処理業者へ処理委託を行う。				
※事務処理欄					